

独立行政法人国立大学財務・経営センターの中期目標

(序文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

(前文)

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の教育研究の発展を図るため、運営費交付金、施設整備費、研究費などの財政支援を行うことや国立大学法人等の健全かつ安定的な運営を支援することは国の責務である。

このため、センターは、国立大学法人等の施設整備等に必要な資金の多様かつ安定的な財源確保を行う観点から、第2期中期目標期間に既存事業の徹底した見直しを行い、重点化を進めたことに伴い、より一層融資等業務（施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業務）に特化する。

センターが、これら貸付け及び交付等の融資等業務と、これらに密接に関連する調査、分析、助言等を総合的に行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学法人等の教育研究の一層の振興を図る役割を果たしていく必要がある。

上記の役割を果たすため、センターの中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

センターが実施する業務は、国立大学法人等の教育研究の振興に資することを目的としており、長期的視点に立って推進すべきものであることから、中期目標期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。

II 業務運営の効率化等に関する事項

- 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人等及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施し得る機能的・効果的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的な執行を推進する。

また、センターの行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。

なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

- 2 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。
- 3 理事長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、内部統制の充実・強化を図る。
- 4 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。
- 5 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の見直し、効率化を進める。一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。
- 6 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実

に実施することとし、「調達等合理化計画」に沿って、随意契約の適正化等を推進する。

- 7 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により、独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。なお、統合時期については、可能な限り早期の改革実施を目指す。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。

1 施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、老朽化・狭隘化の解消や教育研究の進展への対応が求められており、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、センターにおいて、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。

- ① 施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。特に、大学附属病院については、近年の社会情勢や医療構造の変化に対応すべく教育・研究・診療等の機能を確実に提供することが求められていることから、これらを十分に踏まえた資金の貸付けを実施する。

それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な償還に努め、債権を確実に回収する。

- ② 施設費交付事業については、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

なお、中長期的視点からその在り方及び財源の確保について検討を行う。

2 国から承継した財産等の処理

- ① 国から承継した旧国立学校設置法第9条の5第1号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。
- ② 国立大学法人法附則第12条第1項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

- 1 予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。
- 2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直すものとする。

なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

Ⅴ その他業務運営に関する重要事項

国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。